

《 入居までの流れ 》

- 1 物件の内見をしていただきます。
- 2 内見後、入居希望の意思が固まりましたら申込の手続きをしていただきます。
- 3 申込書が弊社に到着次第、部屋止めをいたします。

※申込書の到着順が優先順位となりますのであらかじめご了承ください。

※ご入居は申込より最長 1 ヶ月でお願い致します。

(4 月から入学・入社の場合はご相談ください)

※2 年未満の短期契約はお断りしております。

◆ 申込み方法

入居申込書を記入していただき、お申込みに際して必要な書類と併せて当社まで FAX 若しくはメールにて送信してください。メールの場合は PDF か写真を添付してください。

FAX 送信先 : 047-467-7333 メール送信先 : info@vigor-corp.jp

※尚、いただきました入居申込書及び必要書類にいては、ご返却しかねますのでご了承くださいませ。

- ① 保証会社の審査にて、ご契約者様及び連絡先等へご確認のお電話がある場合がございます。
- ② 審査結果がわかりましたらご連絡いたします。
- ③ ご入居日が確定いたしましたらご連絡をお願い致します。
- ④ ご契約日の 2.3 日前に到着予定で契約書類一式をご郵送いたします。
- ⑤ 貴社にて契約の手続きを行い、必要書類・契約金の受け取りを確認し、鍵のお渡しを行ってください。※鍵はクリーニング後に現地回収となります。難しい場合はご相談ください。
- ⑥ 弊社にて契約時返送書類一式と入金を確認後 1 週間程で業務委託料をお支払いいたします。

◆ 注意事項

契約日までに準備していただく書類は別紙の通りです。

一点でも不備がある場合には、業務委託料のお支払いはできませんのでご了承ください。

電気・ガス・水道の開栓は土日や祝日などには当日に対応出来ない場合がございます。

土日や祝日からの使用開始を希望の場合には事前に手配をおこなって下さい。

お問合せは・・・ 株式会社 ヴィガーコーポレーション

〒274-0065 千葉県船橋市高根台 7-11-10

Tel : 047-456-3337 Fax : 047-467-7333

Mail : info@vigor-corp.jp

《 個人契約での契約時必要書類 》

お申込みに際して必要な書類

- ☐ 申込書 2部ともご返送下さい（クレデンス・あんしん保証）
- ☐ 身分証明書のコピー 1通
（運転免許証、健康保険証、住基カード、在留カード）
- ☐ 条件確認書 （同封の申込時注意点をご確認の上、ご返送下さい）
- ☐ インターネットご案内サービス同意書 ※ご署名欄のみ
（インターネット契約ご案内不要の場合は不要）
- ☐ ミツウロコでんき申込書 ※ご署名欄・メールアドレス必須

《外国籍の方》

- ☐ 在留カード
- ☐ 外国籍母国親族連絡票

《未成年の方》

- ☐ 当社規定の親権者同意書

《生活保護の方》

- ☐ 生活保護受給証明書（受給理由の詳細も併せてご連絡下さい。）

◆契約時

- ☐ 契約者および入居者全員の住民票（原本）・・・・・・・・・・ 1通
- ☐ 認印（シャチハタ不可）
- ☐ 銀行口座の口座番号がわかるもの（通帳やキャッシュカード）
- ☐ 銀行のお届け印

◆駐車場使用の場合

- ☐ 車検証のコピー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1通

◆連帯保証人を設定している場合

- ☐ 連帯保証人様の印鑑証明書（原本）・・・・・・・・・・ 1通
- ☐ 連帯保証人様の実印

《申込時注意点》

お申込み前に必ず一読ください
下記注意点が満たされていない場合、お部屋止め致しかねる場合がございます

□申込共通

- ・申込書の申込者欄は原則**すべて**ご記入ください
- ・条件確認書を基に書類の作成を行いますので、ご返送がない場合契約書の作成はできません
- ・ご契約者様以外の方がご入居の場合、その旨を申込書の空きスペースにご記入ください
- ・ご契約者様のみのご入居の場合、入居者欄に**本人**とご記入ください
- ・職業が派遣の方の場合、**派遣元と派遣先**の情報が必要となります
両社の名称・住所・電話番号・勤務年数を申込書の勤務先欄、空きスペースにご記入ください
- ・契約書類は弊社で作成したものを入居日確定後7～14日程でご郵送いたします
- ・短期（2年未満）のお申込みはお断りしております

□キャンペーン（図面上部キャンペーン参照）

【共通】

- ・短期解約の場合、賃借人様に違約金が発生いたしますので**必ず**ご説明ください

【ポッキリキャンペーン】

- ・違約金
本来かかる初期費用からキャンペーンでお支払いいただいた費用との差額が違約金になります

例：本来の初期費用126,000円 － ポッキリ50,000円キャンペーン ＝ 違約金 76,000円
- ・仲介手数料はキャンペーン減額分に含まれているため、お客様へ別途請求はできません
仲介手数料の代わりに業務委託料をお支払いいたします
業務委託料につきましては契約書類一式・入金確認後1週間前後でお支払いいたします

【フリーレント】

- ・違約金
フリーレント2ヶ月の場合
1年未満の解約⇒賃料2ヶ月分 、 1年以上2年未満の解約⇒賃料1ヶ月分

フリーレント1ヶ月の場合
1年未満の解約⇒賃料1ヶ月分

【通常契約】

- ・フリーレントをADに変更し通常契約される場合、事前に条件確認書にてご申告ください
- ・違約金なしでの契約をご希望の場合、フリーレントをADに**変更できません**

□緊急連絡先

- ・氏名、性別、生年月日、続柄、現住所、電話番号は**必ずご記載**ください

【個人】

- ・ご契約者様のご親族でお願いいたします
注：入居される方以外でお願いいたします

【法人】

- ・法人の担当者ではなく**入居者様のご親族**でお願いいたします
注：入居される方以外でお願いいたします

☐ **ペット飼育**

- ・ ペットを飼育される場合、賃料5,000円/月上乗せになります
- ・ **5kgまでの**小型犬又は猫を**2匹**まで飼育可能になります（5kg以上不可）
- ・ 入居中にペットを飼育されなくなった場合でも**賃料の変更はいたしません**
- ・ 入居後にペットを飼育される場合、契約変更事務手数料として**10,000円（税別）が発生いたします**

☐ **家電オプション**

- ・ 家電オプション3,000円、5,000円は月額費になります
- ・ 入居日確定後、7～10日程で設置いたします
- ・ お申込みの時期や物件によって家電は郵送対応になる場合がございます
その際にはご入居者様にお受け取り・設置を行っていただきます
- ・ 家電オプションの**途中解約はできません**
- ・ 家電は設備となりますので修理・交換は**貸主負担**になります
但し、故意・過失による汚損・破損の修理費用は**借主の負担**になります

☐ **外国籍の方**

- ・ 緊急連絡先は**日本国籍**又は**日本の永住権**がある方をご記入ください
- ・ 氏名のフリガナは必ずご記入ください
- ・ 申込書の氏名欄には在留カードに表記されているものに合わせてご記入ください
× 在留カード：英語表記⇒申込書：カタカナ
○ 在留カード：英語表記⇒申込書：英語表記
- ・ ルームシェアは原則お断りいたします

☐ **生活保護の方**

- ・ ポッキリ、フリーレント等のキャンペーンは**利用できません**
- ・ **受給証明書、受給理由**の詳細を申込書と併せてご送付ください
- ・ 市役所のご担当者様名、電話番号が分かればご記載ください
- ・ 市によって賃料、敷金、礼金の条件が異なりますので、**必ず**条件をご確認の上お申込みください
- ・ 退去時の費用が市から支払われない場合、クリーニング費として敷金をお預かりします
- ・ 鍵交換費、その他初期費用が市から支払われない場合、請求名称を礼金に変更可能です
- ・ ご入金後の鍵渡しとなりますので、**必ず**市からのご入金時期をご確認ください
- ・ 生活保護の方の場合違約金が付けられない為、フリーレントをADに**変更できません**

☐ **休職中・転職・就職予定の方**

- ・ 就職予定がない方につきましては通帳のコピーを申込書と併せてご送付ください
- ・ 就職先が決まっている方は内定通知書と学生の方は学生証を併せてご送付ください
- ・ 転職予定の方は**現勤務先**と**転職先**の情報（名称、住所、電話番号、入社時期）をご記入ください

☐ **年金受給の方**

- ・ **年金手帳コピー**又は**通帳コピー**を申込書と併せてご送付ください

ご不明な点等御座いましたらお気軽にお問い合わせ下さい

《条件確認書》

お申込みいただき有難う御座います。

本書をご記入いただき、申込書と併せてご返送ください。

別紙、申込時注意点をご確認いただき、下部ご署名欄をご記入いただきますようお願い致します。

【条件確認】

駐車場 無 ・ 有 (台)	ペット 無 ・ 有 犬・猫 (品種 : 匹)	家電 無 ・ 3点 ・ 5点 (その他)
--------------------	-----------------------------	---------------------------

〈キャンペーン〉

ご利用キャンペーンに✓して下さい

- ☐ ポッキリ 万円キャンペーン ※1
- ☐ フリーレント ヶ月キャンペーン (ヶ月分ADに変更)
- ☐ キャンペーン利用なし (ヶ月分ADに変更) ※2

- ※1 仲介手数料は契約金・キャンペーン減額分に含まれているため、お客様へ別途仲介手数料の請求はできません。
仲介手数料をお支払いできない代わりとしてAD 1カ月（税込）をお支払い致します。
契約金の入金・契約書類一式到着後、1週間前後でADをお支払い致します。
- ※2 生活保護の方の場合、フリーレントをADに変更はできません。

【MEMO】 クリーニング・簡易清掃・修繕・その他ご要望がございましたらこちらにご記入ください こちらに記載いただいてない事項に関しましては対応できかねる場合がございます。

店舗名：

住所：〒

TEL：

FAX：

携帯TEL：

申込物件名： 号室

私は別紙《申込時注意点》の内容を確認の上、申込致します。

担当者署名：_____

株式会社ヴィガーコーポレーション

〒274-0065 千葉県船橋市高根台7-11-10

TEL:047-456-3337 FAX:047-467-7333

申込日		年 月 日		入居予定日		年 月 日		承認番号				
物件名		号室		使用目的		☐ 住居 ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ その他()						
物件住所								()R・K・DK・LDK				
賃貸人		フリガナ				TEL		047-456-3337		FAX 047-467-7333		
		賃貸人名				住所						
賃貸条件		家賃		円		共益費		円		円 決済サービス料 円		
		Vサポート		円		駐車場		円		賃料合計(月額) ◆ 円		
				円				円				
申込者	フリガナ				性別	☐ 男 ☐ 女	生年月日		年 月 日 歳			
	氏名						☐ 既婚 ☐ 未婚		子供: ☐ 有 ☐ 無			
	現住所		〒		保険種別		☐ 国保 ☐ 社保 ☐ 未加入		自宅電話			
	本籍地				携帯番号							
	勤務先	フリガナ				所属部署(内線等)						
		名称				業種				従業員数 人		
		所在地		〒		設立		年 月		資本金 万円		
		電話番号				勤続年数		年		手取月収 万円		
		勤務形態		☐ 正社員 ☐ 派遣 ☐ アルバイト ☐ 学生 ☐ 自営 ☐ 無職(年金・生活保護・失業)		役職				税込年収 万円		
		転居理由		☐ 通勤 ☐ 通学 ☐ 更新 ☐ 転勤 ☐ 結婚 ☐ その他()								
同居居居者	氏名		性別		続柄		生年月日		携帯TEL		勤務先(学校)	勤務先TEL
☐ 緊急連絡先 ☐ 連帯保証人	フリガナ				性別	☐ 男 ☐ 女	生年月日		年 月 日 歳			
	氏名						続柄					
	現住所		〒		自宅電話				携帯番号			
	勤務先	フリガナ				所属部署(内線等)						
		名称				業種				従業員数 人		
		所在地		〒		設立		年 月		資本金 万円		
		電話番号				勤続年数		年		手取月収 万円		
		勤務形態		☐ 正社員 ☐ 派遣 ☐ アルバイト ☐ 学生 ☐ 自営 ☐ 無職(年金・生活保護・失業)		役職				税込年収 万円		

■ 保証に関する事項(下記に✓をお願いいたします)

☐ ①収納代行を利用しない			☐ ②収納代行を利用する		
☐ 住居 (1年更新型)		☐ 学生 (全学生期間)		☐ 事務所 ☐ 店舗 (1年更新型)	
月額賃料等(◆)		月額賃料等(◆)		月額賃料等(◆)	
円		円		円	
新規保証料(◆×50%) (最低保証料25,000円)		新規保証料 10,000		新規保証料(◆×70%) (最低保証料35,000円)	
円		円		円	
更新保証料 10,000		更新保証料 0		更新保証料(◆×35%) (最低更新保証料17,500円)	
円		円		円	
本人確認欄		☐ 運転免許書 ☐ 学生証 ☐ 保険証 ☐ パスポート ☐ 外国人登録証 ☐ その他()			

注意事項

1.太線枠内は申込者ご自身でご記入下さい。 2.申込内容につきまして自宅や勤務先に確認させて頂く場合があります。
3.貸主の審査の結果お断りされた場合、審査の内容の開示はいたしません。4.本申込書の内容に、虚偽のあることが判明した場合は、契約を解除する事があります。
* 上記の通り相違ありません。
私は、個人情報の取扱いに関する重要事項の内容を確認の上、個人情報を開示し、保証委託を申込致します。

年 月 日 申込者

代理店	ご担当者様	保証会社
株式会社ヴィガーコーポレーション 千葉県船橋市高根台7-11-10 TEL:047-456-3337 FAX:047-467-7333		株式会社クレデンス 東京都千代田区飯田橋1-3-2 曙杉館ビル3階 TEL:0120-142-093 FAX:0120-209-355

※本書面に記載された個人情報については、個人情報保護法に基づき、宅建業法および賃貸管理業による利用目的以外には開示いたしません。

(2019年9月改定)

【個人情報取り扱いに関する同意約款】

本契約の申込者（立替払委託契約申込法人及び同契約に係る連帯保証人を含む。以下、全員を指し、「申込者」という）は、あんしん保証株式会社（以下、当社という）が、下記記載の各条項に従い、個人情報を取り扱うことに同意いたします。

第1条（個人情報）

個人情報とは下記記載の各情報をいい、その情報を構成する氏名、住所、電話番号等個人を特定、識別できるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、結果的に個人を識別できるものも個人情報に含まれます。

- ①当社所定の立替払委託契約申込書、賃貸保証委託および立替払委託契約書、連帯保証契約書に記載された申込者の会社名、会社住所、設立日、資本金、年商、事業内容、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、国籍、家族構成、職業、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話番号、営業内容、所属部課、役職名、勤続年数、税込年収。支払口座、口座名義人。申込者の実家住所、実家電話番号。緊急連絡先の氏名、電話番号、申込者との続柄、年齢、住所、連絡可能時間。車両所有者の氏名または名称、車両使用者の氏名または名称、初年度登録年月、車台番号、有効期間の満了する日。本契約の申込者が本契約の委託者であることに相違ないことを確認するために申込者から原本の提示または写しの交付を受けた運転免許証・健康保険証等に記載された本籍地を含む本人識別情報、賃貸借申込物件の使用目的を確認するために申込者から原本の提示または写しの交付を受けた登録事項証明等証明書等に記載された情報、または審査資料に記載の情報、もしくは本人特定または所在確認のために当社が窓口に請求し自ら交付を受けた戸籍謄本、住民票等に記載の情報。
- ②本契約に関する賃貸借申込物件の住所、物件名、賃料、保険料、電気料金、ガス料金等の契約情報。
- ③本契約の締結後に当社が知りえる賃料、保険料、電気料金、ガス料金に関する支払状況等の取引情報。
- ④当社が知りえた申込者の付属情報並びに特定の個人を識別できる音声録音情報
- ⑤当社が知りえた緊急連絡先等の付属情報。
- ⑥本契約締結後に連絡、通知等を受け知りえた変更情報。
- ⑦申込者の本契約に関する滞納状況。

第2条（信用情報機関への登録と利用）

1. 当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者の個人情報が登録されている場合には、申込者の支払能力・返済能力の調査のために当社がそれを利用することに同意します。
2. 申込者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関加盟会員より申込者の支払能力、返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。
- 株式会社シー・アイ・シー(C I C)

登録情報	登録期間
①本契約に係る申込をした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6か月間
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約期間終了後5年以内
③債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約期間終了後5年間

3. 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、お問合わせ電話番号は、下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録、利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。
- ①株式会社シー・アイ・シー(C I C)（割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関）
- 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
- お問い合わせ先：0120-810-414
- ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp
- ※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記同社のホームページをご覧ください。
4. 当社が加盟する個人信用情報機関(株式会社シー・アイ・シー)と提携する個人信用情報機関は、下記のとおりです。
- ①全国銀行個人信用情報センター(K S C)
- 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
- お問い合わせ先：03-3214-5020
- ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
- ※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記同社のホームページをご覧ください。
- ②株式会社日本信用情報機構(J I C C)（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
- 〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館
- お問い合わせ先：0570-055-955
- ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/
- ※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記同社のホームページをご覧ください。
5. 上記3に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は、下記のとおりです。
- ①株式会社シー・アイ・シー(C I C)
- 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証番号等の記号番号等本人を特定するための情報、等。契約の種類、契約日、契約額、商品名、および契約回数等契約内容に関する情報、等。利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。

第3条（個人情報の利用目的について）

- 申込者は、当社が下記の目的のため第1条の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦の個人情報を利用することに同意します。
- ①支払能力を調査するため。
- ②当社と申込者との取引および交渉経過その他の事実に関する記録保存のため。
- ③当社の与信に係る商品およびサービスのご案内のため。
- ④当社内部における市場調査および分析並びにサービスの研究および開発のため。
- ⑤申込者の所在確認および連絡の返答を得るため。
- ⑥その他本契約に基づく一切の債務履行確保のため。

第4条（個人情報の第三者への提供および取得について）

1. 申込者は、当社が下記の範囲で第1条の各条項の個人情報を第三者に提供および第三者から取得することに同意します。
- ①申込者は、提供および取得する第三者の範囲を表記管理会社若しくは管理会社指定の仲介業者および本物件の賃貸人、保険会社並びに電気事業者、ガス事業者、当社が指定する収納代行会社、当社が提携する信販会社、賃借人の同居人および緊急連絡先、緊急連絡先の同居家族、親権者、親権者の同居家族とすることに同意します。
- ②申込者は、当社が申込者からの申込みに基づく審査結果を表記管理会社もしくは管理会社指定の仲介業者、保険会社並びに電気事業者、ガス事業者、本物件の賃貸人並びに当社が指定する収納代行会社、当社が提携する信販会社へ通知することに同意します。審査結果は、審査時点のものであり、契約時点で個人情報に著しい情報の変更や虚偽があった場合、本契約が不成立となっても申込者は異議を申しません。なお、申込者は、当社が審査結果の判定について、一切開示しないことに同意します。
- ③約款の変更
- 本約款は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとし、同意の取得もしくは適切な方法での通知または公表を行うものとします。

第5条（個人情報の正確性）

当社は、ご提供いただいた個人情報を正確にデータ処理するように努めます。但し、ご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者が責任を負うものとします。

第6条（個人情報提供の任意性）

申込者は、本契約の利用目的に限定して必要な個人情報を当社に提供することに同意します。申込者から当社に特定の個人情報を提供いただけない場合、当社が本契約を拒否することがあることに申込者は同意します。

第7条（本契約の各条項に不同意の場合）

申込者が、本契約の各条項に不同意の場合、申込者は当社が本契約を拒否する場合があることに同意します。

第8条（個人情報の管理）

当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用、改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。個人情報は権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第9条（統計データの利用）

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。申込者は、当社が当該データにつき何らの制限なく利用することに同意します。

第10条（契約不成立の場合）

- 本契約が不成立の場合でも本申込みをした事実は、上記第1条および第2条2①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第11条（個人情報保護管理責任者、個人情報取り扱いに関する問い合わせ等の窓口）

1. 管理者名：個人情報保護管理責任者 管理部担当取締役
所属部署：あんしん保証株式会社 管理部
連絡先：03-6627-3440
2. 個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加、削除、利用の停止または消去、第三者への提供の停止）に関し、申込者の申出に従いご本人であることを確認させていただいたうえで対応いたします。申込者の個人情報に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いします。
申込者の個人情報ご相談窓口電話：0120-561-440
受付時間：9：00～18：00（土日祝日、当社指定休日は除く）

以上

※当社の「個人情報の取扱に関する宣言（プライバシーーステートメント）」は、当社のホームページにより公表しています。https://anshin-gs.co.jp/

【立替払委託契約及び連帯保証契約に関する規約（要約）】

あんしん保証株式会社（以下、甲という）と賃貸借契約上の賃借人兼保険契約並びに電気需給契約、ガス利用契約上の契約者（以下、乙という）は、乙が管理会社(以下、加盟店という)または賃貸人と締結する表記記載物件に係る賃貸借契約（以下、賃貸借契約という）に基づく乙の賃貸人に対する債務および乙と表記記載の電力供給会社（以下、小売電気事業者という）が締結する表記記載物件に関する電気需給契約（以下、電気需給契約という）に基づく乙の小売電気事業者に対する債務、乙と表記記載の保険会社（以下、保険会社という）が締結する表記記載物件に関する保険契約（以下、保険契約という）に基づく乙の保険会社に対する債務、並びに乙と表記記載のガス供給会社（以下、ガス事業者という）が締結する表記記載物件に関する都市ガス利用契約またはL Pガス利用契約（以下、総称してガス利用契約という）に基づく乙のガス事業者に対する債務に関し、下記第2条に定める立替払いの範囲内において、乙に事前に通知することなく乙に代わって加盟店または賃貸人、小売電気事業者、保険会社、ガス事業者に対し事前に立替払いすることを甲に委託する立替払委託契約(以下、本契約という)を締結し、以下のとおり合意します。

第1条（立替払いの範囲）

甲および乙は、立替払いの範囲について、最大3ヶ月分の保証委託契約書に記載の保証範囲内のうち明渡訴訟費用以外の賃料等の賃貸費用並びに電気需給契約に基づく電気料金、保険契約に基づく保険料、ガス利用契約に基づくガス料金について立替払いすることを合意します。

第2条（締切日・支払日および支払方法）

- 乙は、甲が立替払いした前条に定める金員および「更新保証料」「月額保証料」について、毎月甲所定の期日に締切り、当月26日・27日・28日・29日ないし翌月3日（指定金融機関により異なります。）に甲に支払うものとします。
- 乙は、立替払いによる支払金その他本契約に基づく乙の一切の支払債務について、乙が予め約定した甲の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、振替口座の届出遅延、金融機関に対する振替口座設定手続不備、乙の金融機関との口座振替契約の解約等、振替口座の設定がされていない場合その他甲が特に指定した場合には、甲指定の金融機関口座へ支払うものとします。なお、支払日が金融機関休業日の場合、翌営業日とします。また、その際、乙は、甲に対する支払に要する費用（送金手数料等）を負担するものとします。

第3条（立替払いの求償権と遅延損害金並びに督促費用）

- 乙が、前条に定める支払債務について前条の支払期日に遅延した場合、甲は乙に対し求償権を行使することができ、乙は、甲に対して、立替払金、その立替払いに要した費用および保証料欄記載の保証料の合計額、並びにこれらの金員に対する支払期日の翌日から支払日に至るまで年14.6％の割合による遅延損害金（年365日の日割り計算による）を支払うものとします。なお、遅延損害金の割合等について乙は甲に対し異議申し立てをしません。
- 振替口座の届出遅延、金融機関に対する振替口座設定手続き不備、残高不足等の理由等、前条の口座振替手続きが不能となった場合は、前々項に定める遅延損害金とは別途、乙は甲に対し督促費用の実費として500円（消費税別）を支払うものとします。

第4条（連帯保証契約）

あんしん保証株式会社（以下、甲という）と、連帯保証人（以下、丙という）は、甲と乙との前記立替払委託契約（以下、本契約という）に基づく債務に関し、以下のとおり合意します。

- 丙は、本契約に基づく乙の甲に対する一切の支払債務全般およびそれに付随する一切の費用について、乙と連帯して債務履行の責任を負います。
- 丙は、乙の連帯保証人として、賃貸人に支払いをした場合においても、甲に対し、求償することはできないものとします。

【賃貸保証委託契約及び連帯保証契約に関する規約（要約）】

あんしん保証株式会社（以下、甲という）と賃貸借契約上の賃借人兼保険契約並びに電気需給契約、ガス利用契約上の契約者（以下、乙という）は、乙が管理会社(以下、加盟店という)または賃貸人と締結する表記記載物件に係る建物賃貸借契約（以下、賃貸借契約という）に基づく乙の賃貸人に対する債務および乙と表記記載の電力供給会社（以下、小売電気事業者という）が締結する表記記載物件に関する電気需給契約（以下、電気需給契約という）に基づく乙の小売電気事業者に対する債務、乙と表記記載の保険会社（以下、保険会社という）が締結する表記記載物件に関する保険契約（以下、保険契約という）に基づく乙の保険会社に対する債務、並びに乙と表記記載のガス供給会社（以下、ガス事業者という）が締結する表記記載物件に関する都市ガス利用契約またはL Pガス利用契約（以下、総称してガス利用契約という）に基づく乙のガス事業者に対する債務に関し、保証委託契約（以下、本契約という）を締結し、以下のとおり合意します。なお、甲と乙は、上記各契約から生じる債務に関する甲と乙との立替払委託契約（以下、立替払委託契約という）が締結されたことにより、本契約も同時に締結されることについて合意します。

第1条（契約の成立）

本契約は、甲と乙との立替払委託契約が成立したことにより、同時に成立します。その後、乙は本契約書を甲に交付します。ただし、加盟店または賃貸人、小売電気事業者、保険会社、ガス事業者が本取引を開始するためには、甲所定の手続きが必要となり、同手続きが行われた日を本契約の開始日とします。なお、本契約を更新する際にも、同様の手続きが必要となります。

第2条（保証の範囲）

- 甲は、賃貸借契約に基づく乙の賃貸人に対する債務および乙の電気需給契約に基づく小売電気事業者に対する債務、乙の保険契約に基づく保険会社に対する債務並びに乙のガス利用契約に基づくガス事業者に対する債務のうち、下記のいずれかに該当するものについて乙と連帯して、立替払委託契約に基づき立替払いされた金員およびその金員を超える債務に関し、保証債務を履行するものとします。なお、下記に定めた保証範囲のうち対象となる保証債務以外は全て対象外とします。ただし、小売電気事業者、保険会社、ガス事業者、賃貸人または賃貸人の代理人となる加盟店と甲との間の保証契約書記載の保証の範囲と下記保証の範囲が異なる場合は、保証契約書記載の保証の範囲において保証するものとします。

保証範囲			
取扱対象物件	居住用住宅・事務所 (居住仕様ビルに限る)	店舗・事務所 (オフィス・店舗仕様ビル)	
保証期間	明渡し完了まで無制限	滞納6ヶ月分までを限度とする。	
保証項目	家賃、共益費、管理費、駐車場料金、町会費の合計 (以下、月額資料等という。)		
水道光熱費	全額保証(但し、固定費のみ)。毎月発生する費用が定額である場合に限り保証対象	対象外	
残置物処理費用	全額保証	対象外	
明渡し訴訟費用	全額保証	対象外	
明渡し遅延損害金	1ヶ月につき月額資料等相当額とする	対象外	
賃借人が支払うべき賃貸借契約に基づく費用	早期解約違約金	早期解約違約金は、入居1年未満は賃料の2ヶ月分、入居1年以上2年未満は賃料の1ヶ月分を限度として保証。以外は免責とする。	対象外
	原状回復費用	賃料の2ヶ月分を限度として保証する。なお、賃借人および甲が債務名義を取得できない原状回復は免脱とする。	対象外
	更新料	全額保証	対象外
電気需給契約に基づく電気代金		全額保証	対象外
保険契約に基づく保険料		全額保証	対象外
ガス利用契約に基づくガス料金		全額保証	対象外

- (注1) 賃貸人が乙に対して一定期間賃料の支払いを免除した場合（フリーレント）、その期間の賃料は保証対象外とします。
- (注2) 戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害は免責とします。
- (注3) 火災、ガス爆発、自殺等賃借人の故意・過失行為によって生じた損害は免責とします。
- (注4) 賃貸借契約または、本契約の各条項に違反したときは免責とします。
- ② ①賃貸借契約上の賃借人並びに保険契約、電気需給契約、ガス利用契約上の約者として、乙の氏名が記載されていなかったときは、甲は前項の保証債を履行する義務を負わないものとします。
- ②表記記載物件（保証対象物件）の入居者（以下、入居者という）に変更が生じたとき、乙が甲に入居者の変更を通知し、それに対して甲の書面による承諾がない場合は、甲は、賃貸人並びに保険会社、小売電気事業者、ガス事業者に対し、前項の保証債務を履行する義務を負わないものとします。
- ③乙の甲に対する債務の保証人が乙の代表者である場合、その代表者の変更が生じたとき、乙が甲に代表者の変更を通知し、それに対する甲の書面による承諾がない場合は、甲は、賃貸人並びに保険会社、小売電気事業者、ガス事業者に対し前項の保証債務を履行する義務を負わないものとします。

第3条（保証料）

- 乙は、入居時および更新時に表記の保証料欄AまたはB記載の保証料を甲に支払うものとします。
なお、水道光熱費が毎月ごとに変動する場合は、入居時および更新時に加盟店または賃貸人が定める「みなし水道光熱費（実績）金額」に基づく金額を、月額賃料等に加算した金額に対し、表記の保証料欄AまたはB記載の保証料率を乗じた金額を、乙は甲に支払うことに予め同意とします。
- 賃貸借契約に基づく乙の賃貸人に対する債務について、甲が加盟店または賃貸人もしくは保険会社、小売電気事業者、ガス事業者に立替払いもしくは保証債務の履行をした場合、乙は、前項の保証料とは別に、表記の保証料率欄C記載の金額もしくはC記載の料率を立替内容および保証履行内容に乗じた金額を月額保証料として甲に支払うことに予め同意とします。
- 乙は、保証料が税制等の改正および経済情勢等の変動により変更されることに異議申し立てをしません。
- 乙は、甲に対し、賃貸借物件を明け渡すまで、引き続き本条に定める保証料を支払うことに予め同意とします。
- 甲は、乙から徴収した保証料の返金については理由の如何を問わず一切いたしません。

第4条（求償金および督促費用）

- 甲が、保証債務を履行したときは、甲は乙に対し求償金を行使することができ、乙は、甲に対してその保証債務額、保証債務履行に要した費用および保証料欄記載の保証料の合計額、並びにこれらの金員に対する支払期日の翌日から支払日に至るまで年14.6％の割合による遅延損害金（年365日の日割り計算による）を支払うものとします。
なお、支払日、支払方法は立替払委託契約に定める期日に従うものとし、遅延損害金の割合等について、乙は甲に対し異議申し立てをしません。
- 乙は、甲に対する支払に要する費用（送金手数料等）を負担するものとします。
- 乙が甲に対する求償金の支払を怠った場合は、前々項に定める遅延損害金とは別途、乙は甲に対し督促費用の実費として500円（消費税別）を支払うものとします。

第5条（返済金の充当順序）

乙の返済した金額が本契約に基づき乙が甲に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、乙に対する何等の通知なく甲が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても乙は甲に対し異議申し立てをしません。

第6条（連帯保証契約）

あんしん保証株式会社（以下、甲という）と、連帯保証人（以下、丙という）は、甲と乙との前記保証委託契約書（以下、本契約という）に基づく債務に関し、以下のとおり合意します。

- 丙は、本契約に基づく乙の甲に対する一切の支払債務全般およびそれに付随する一切の費用について、乙と連帯して債務履行の責任を負います。
- 丙は、乙の連帯保証人として、賃貸人等に支払いをした場合においても、甲に対し、求償することはできないものとします。

【 お問い合わせ ・ ご相談窓口 】

本契約及び連帯保証契約（以下、両契約を差し、本契約という）についてのお問い合わせおよびご相談については、下記あんしん保証株式会社にご連絡ください。

〈 本契約についてのお問い合わせ 〉

あんしん保証株式会社 消費者ご相談窓口
〒140-0002 東京都品川区東品川四丁目12番4号 品川シーサイドパークタワー9階
電話：03-6627-3440
受付時間：9：00～18：00（土日祝日、当社指定休日は除く）

物件をお申込みいただきましたお客様へ

インターネットご案内サービス同意書

インターネットご案内サービスとは

入居後の生活に必要なインターネットを、新しいお住まいに最適な形で各種ご案内いたします。
他にもウォーターサーバー、スマートフォンのオトクなプランもご紹介いたします。

インターネット



インターネットに関するご相談、
お申込み手続きまで一貫して、
お手伝いいたします

スマートフォン



スマートフォンに関するご相談、
お申込み手続きまで一貫して、
お手伝いいたします

ウォーターサーバー



「美味しさ」「採水地」
「栄養成分」「品質」にこだわりの
ウォーターサーバーのご紹介から
お申込みまでお手伝いいたします

お客様記入欄

入居に関するご案内サービスの実施に際し、お客様の個人情報を当社から、当社の契約先の事業者へ提供することに同意するものとします。

※個人情報はインターネットおよび関連サービスのご案内にのみ利用します。



株式会社ライフイン24からご案内いたします。

0120-398-042

年 月 日

ご署名

当社（不動産会社）メモ欄

フリガナ		入居予定日	
		年 月 日	
お名前		お電話番号	
新住所			
〒	都 道 府 県		
物件名			
現住所			
〒	都 道 府 県		
物件名			
連絡希望日時			
☐ なるべく早く ☐ いつでも ☐ 平日午前 ☐ 平日午後 ☐ 休日午前 ☐ 休日午後 ☐ 荷電指定（ 月 日）			
チェック覧			
☐ ネット無料物件 ☐ オール電化物件 ☐ プロパンガス物件（連絡先： ）			
備考欄			
※ライフライン・ウォーターサーバー・スマートフォン案内不要※			
不動産会社名		店舗名	担当者名
株式会社ヴィガーコーポレーション			

F A X 03-5956-6164 （24時間受付）

新生活応援!

新生活応援サービス のご案内!



インターネット

サクサク安定した
通信をご希望なら!

光回線

SoftBank光

au光

docomo光

SoftBank 光

auひかり

SoftBank Air

ドコモ光



月額
利用料

3,800円~

(税別)

各種スマートフォンとのセット割で最大2,000円割引

ウォーターサーバー

毎日飲む
お水を天然水に!



がイイ!

- サーバーレנטル代**無料!**
- 冷水と熱湯が簡単に使えます!
- 赤ちゃんのミルクにも安心です!
- 災害対策に!
- **送料無料!**らくらく定期配達! ※一部地域は除く
- インテリアとしても楽しめます!



ペットボトルなので
簡単に持ち運べます

携帯電話

月額基本料金を
節約!



月間データ量
使い放題!
10分かけ放題!



iPhone端末 or
兼換キヤノンカメラ
プレゼント!

格安SIM

月額
利用料

6,980円~

(税別)

個人情報の取り扱いについて

※入居に関するご案内に関して、お客様の個人情報を通して上記サービス取扱い事業者へ提供することに同意するものとします。 ※個人情報上記サービス取扱い事業者からのご案内に利用致します。

株式会社ライフイン24 から
お電話させて頂きます。

インターネット窓口

0120-398-042

ウォーターサーバー窓口

0120-030-431

ミツウロコでんき 申込書

お申込日		年	月	日	お申込区分	☐ 他社からの切替	☐ ご利用開始 (ご入居)
ご契約者情報	フリガナ					ご連絡先	-
	ご契約者氏名					生年月日	年 月 日
	ご契約住所	(〒 -) 都 道 市 区 府 県 町 村					
		建物名及び部屋番号					

※検針伝票に記載されている情報を記入してください

メールアドレス	@
---------	---

※ご契約者さまサイトのログインIDとなります。[mitsuuroko.co.jp]ドメインからのメールを受信できるよう設定をお願いします。

ご請求先情報	フリガナ					ご連絡先	-
	ご請求先氏名					生年月日	年 月 日
	ご請求先住所	(〒 -) 都 道 市 区 府 県 町 村					
		建物名及び部屋番号					

※ ご契約者情報とご請求先情報が異なる場合のみご記入ください

◎以下の内容を十分にお読みください

ご契約内容	商 品	電気の供給		数 量	毎月のメーター指針より	料 金	重要事項説明書の通り	
	契約種別	☐ 従量電灯 A (関西 / 中国 / 四国)		5	☐ とくとくナイト (東北 / 東京 / 中部 / 関西) (A/ kW/ kVA)	10	☐ とくとくナイト (8・12) (A/ kVA) ※とくとくナイト8・12は東京電力管内のみ	
		☐ 従量電灯 B (A/ kVA)						☐ 低圧電力 (kW) ☐ 動力プラン (kW)
		☐ 従量電灯 C (A/ kVA)						
	適用 ☐ シングル応援プラン ☐ 割とく							
	現在の電力会社名	☐ 北海道電力 ☐ 東北電力		☐ 東京電力 ☐ 北陸電力	☐ 中部電力 ☐ 関西電力	☐ 中国電力 ☐ 四国電力	☐ 九州電力	
	現在の電力会社のお客番号・契約番号※1							
	供給地点特定番号※1							
	需給開始ご希望日※2		年 月 日					
	お支払い方法	☐ 口座振替 ☐ 振込 (コンビニ / 銀行) ☐ クレジットカード		ご請求書の発行 ☐ 発行を希望する		《発行手数料として1通100円(税抜)ご負担いただきます》		
おまとめ請求※4		☐ 希望する		ご利用明細書の発行 ☐ 発行を希望する		《発行手数料として1通100円(税抜)ご負担いただきます》		

※1 お客番号、供給地点特定番号はハイフン (-) なしで、左詰でご記入ください。
※2 他社からの切替の場合は、検針日での需給開始をお願いしております。また、手続きに時間を要する場合、需給開始日を調整させていただきます。
※3 クレジットカード払いをご選択した場合、請求内容はお客様ポータルサイトにてご確認ください。
※4 おまとめ請求をご選択した場合、金額及び使用量等のご利用明細書として発行いたします。詳細は別途ご案内いたします。

【お客様へ】
・本申込書は電気事業法と特定商取引法に基づく契約事項の記載書面です。重要事項説明書と併せて大切に保管してください。
・ご記入いただいた情報は、「個人情報保護方針」(<https://www.mitsuuroko-vessel.com/info/privacy.html>) に基づき、適正に取扱います。

【重要】以下をご確認ください

- 株式会社ミツウロコヴェッセルの「重要事項説明書」、「クーリング・オフのお知らせ」(裏面)の内容をよく理解し、同意の上で、申込みをします。
- 株式会社ミツウロコヴェッセルの「電気需給約款」に基づき、電気需給契約を結ぶことについて承諾します。
- 送配電事業者が定める託送供給等約款のお客さまの協力に関する事項を遵守します。
- 現在、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当せず、将来にわたっても該当しません。

ご署名欄

必ずお客様自身でご記入ください

小売電気事業者		
会 社 名：株式会社ミツウロコヴェッセル 代表取締役社長 坂西 学 (小売電気事業者登録番号 A0194)		
〒104-0031 東京都中央区京橋三丁目1番1号		
取次店：	代 理 店	
取扱店：		
所在地：		
T E L：		
担当者名：		
店所コード：	顧客コード：	代理店コード：

クーリングオフ制度のお知らせについて

以下の「クーリング・オフのお知らせ」の規定の対象のお客様は、「特定商取引法」の訪問販売等に当たる場合のみ適用させていただいておりますので、ご了承ください。

クーリング・オフのお知らせ

- お客様が訪問及び電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から 8 日を経過するまでは、書面(下図参照)により、無条件で申込みの撤回又は解約を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は、書面を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。ただし、現金取引(契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その金額が 3,000 円未満のときは、クーリング・オフはできません。
- この場合のお客様は、①損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④商品を使用若しくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、役務の提供を受けた物またはその他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
- 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または、威迫したことにより、困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について、説明を受けた日から 8 日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフすることができます。

郵便はがき	
切手	住所 ○ ○ ○ ○ ○
ご住所	店行 ○ ○ ○ ○ ○
ご契約者名	
電話番号	

郵便はがき	
右記日付の契約は解除します。	契約日 二〇〇〇年〇月〇日
●役務の種類	●販売店名
●商品名	●販売住所
●電話番号	

- 上の参考例は「ハガキ」によるものですが、簡易書留が確実です。また、内容証明郵便、特定記録郵便、書留なども確実です。
- そのほか、記入するものとしては、①商品等の金額、②支払った金額(〇〇円)を至急ご返送ください。③振込み先、④既に受け取っている商品を早急に引き取ってもらうことなどを記入します。

重要事項説明書（低圧）

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項について説明します。詳しくは当社ホームページに掲載の「ミツウロコでんき約款」をご確認願います。

- 契約の成立および契約期間・更新について
 - ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
 - ・契約開始は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
 - ・契約期間満了の1ヶ月前までに解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。
- 申し込み方法
 - ・申込書、またはインターネットの当社ウェブサイトによってお申込みいただけます。
- 需給開始年月日
 - ・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間（切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。
 - ・その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。
- 契約の範囲
 - ・契約電流 10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力は50kW未満のお客様が対象です。
- 供給電圧および周波数
 - ・供給電圧は、標準電圧 100Vおよび、または200Vとします。周波数は、標準周波数50Hzまたは60Hzとします。
- 使用電力量の計量方法および料金の算定方法
 - ・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日（計量日）における電力量計の読みと前回の検針日（計量日）における電力量計の読み之差に基づき算定します。
 - ・料金の算定期間は、前月の検針日（計量日）から当月の検針日（計量日）の前日までの期間とします。
 - ・電気の需給開始日から最初の検針日（計量日）までの日数、または解約前の検針日（計量日）の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。
 - ・料金には、基本料金、電力量料金のほか、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。
- 料金の支払い方法
 - ・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
 - ・請求書の発行をご希望される場合は、発行手数料として108円を申し受けます。（振込、コンビニ支払は必ず請求書発行が必要となります）
- 電気料金の改定について
 - ・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改定することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。
- 工事費等
 - ・計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。
 - ・電気の需給開始または変更に伴い、一般送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
- 違約金
 - ・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が一般送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。
- 契約の変更・解約
 - ・お客様が契約内容の変更または解約を希望される場合、毎営業時に随時受け付けます。なお、契約の変更の場合の変更後の契約の適用は、変更が受け付けられた日の次の検針日から適用いたします。なお、解約に際する違約金はございません。
 - ・お客様が需給供給契約締結後、需給開始に二回以上契約が変更・解約された場合、一般送配電事業者への費用の支払いが生じる場合があります。
- 託送供給等約款に定められた小売供給の相手方の責任に関する事項 / 次の場合は、供給を停止する場合があります。
お客様の責めにより電気供給における保安上の危険がある場合
電気工作物の危険な取扱いにより不正使用した場合、又は契約員荷設備以外の設備で電気を使用した場合、託送供給約款に定める業務の遂行を正当な理由なく拒否または妨害した場合
- 当社からの申し出による解約 / 当社は、以下の場合本契約を解約します。
 - ・お客さまが、一般送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
 - ・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかなる場合
 - ・料金等未支払期日を30日経過してなお支払われない場合
 - ・その他、お客さまがミツウロコでんき約款13の規定に違反した場合
- 現契約の解約に伴う不利益事項
 - ・現在的小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間の消失、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認下さい。また、当社は、現在的小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。
- 電子交付
 - ・当社は、ミツウロコでんき約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

- 電気の使用に伴うお客さまの協力
 - ・一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは一般送配電事業者者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
 - ・依頼に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
 - ・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中中止または制限に協力すること
 - ・一般送配電事業者が必要となる業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
 - ・電気工作物に障害もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を一般送配電事業者へ通知すること

- 個人情報の取り扱いに関する重要事項
 - ・当社は、電気の需給により生じた個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。）につきまして、お客様の本人確認、与信管理、電気需給及びこれに付随するサービス向上のための情報提供、これらのサービスの提供、工事、保守ならびに障害対応業務等、料金の計上および請求、これらに関するお客様への連絡、その他ミツウロコでんき約款に基づき契約内容の実施に必要な範囲内で利用いたします。
 - ・なお、お客様の電気の需給に係る契約が終了した後においても、上記利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。
 - ・電気需給により知り得た個人情報につきましては【個人情報目的の保護に関する法律】及び関連法令、弊社【個人情報保護方針】および経済産業省【個人情報保護の保護に関する法律】についての経済産業分野を対象とするガイドライン】に基づき、弊社が業務を委託する他の事業者または第三者に提供することがあります。
 - ・当社は、お客さまの電気料金債権をミツウロコでんき約款【26債権譲渡】に基づき株式会社セディナに債権譲渡した場合は、株式会社セディナに対し、お客さまに係る個人情報等を必要な範囲で提供致します。

- 反社会的勢力の排除について
 - （1）お客さま及び当社は、電気需給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、同団体、総合連等の他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）及び暴力団員等が経営に關与していること、不当に暴力団員等を利用していること、暴力団員等に資金を提供していることなどのいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって適切でないことを表明し、保証するものとします。
 - （2）お客さま及び当社は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求や脅迫的な行為、相手方の業務を妨害する行為を行わないことを表明し、保証します。

お客さま及び当社は、相手方が（1）または（2）に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに電気需給供給契約を解除することができるとし、当該解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとする。

- クーリング・オフに関するお知らせ
 - 次のことばは、お客様が特定商取引法の訪問販売等にあたる場合のみ適用となります。
 - ① お客様が、訪問販売及び電話勧誘販売で申込み又は契約された場合、ミツウロコ電気申込書を受領された日から8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。
 - ② その効力は書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。
 - 前項の場合はお客様は次のことが保障されます。
 - ① 損害賠償及び違約金の支払いを請求いたしません。
 - ② すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用や移転された権利の返還に要する費用は当社が負担いたします。
 - ③ また、電気を消費して得た利益に相当する金銭の支払い義務はありません。また、すでに料金または料金の一部を支払っている場合は、返やがにその金額を返還いたします。
 - ④ 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

上記クーリング・オフの行使を妨げるために、当社または当社の代理店等が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は当社または当社の代理店等が威迫したことによりお客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社からクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

- 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について
 - 当社が一般送配電事業者の送配電線を利用してお客様に電気をお届けする際の、託送供給等に関する一般送配電事業者の約款は、それぞれ下記URLよりご覧いただけます。
 - ・北海道電力株式会社 http://www.hepco.co.jp/corporate/con.service/pdf/h2904_con_supply.pdf
 - ・東北電力株式会社 http://www.tohoku-epco.co.jp/jiyuka_setsuzoku/pdf/2904_02.pdf
 - ・東京電力ホールディングス株式会社 <http://www.tepco.co.jp/pg/consignment/notice/pdf/yakkan2904-j.pdf>
 - ・北陸電力株式会社 <http://www.rikuden.co.jp/soden/attach/takusouyakkan.pdf>
 - ・中部電力株式会社 [https://www.chuden.co.jp/resource/corporate/fre.yakkan_20170401_03.pdf](http://www.chuden.co.jp/resource/corporate/fre.yakkan_20170401_03.pdf)
 - ・関西電力株式会社 http://www.kepcoc.co.jp/corporate/takusou/yakkan/pdf/h29_tsyakkan.pdf
 - ・中国電力株式会社 http://www.energia.co.jp/retailer/consign/agree/pdf/h29_04a.pdf
 - ・四国電力株式会社 http://www.yonden.co.jp/business/jiyuka/retail/yakkan/pdf/yakkan_86.pdf
 - ・九州電力株式会社 <http://www.kyuden.co.jp/var/rev0/0080/0258/f10g95f6bi.pdf>

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出、並びに苦情その他の問合せはコールセンターまでお願いします。
なお、受付時間等を充分ご確認くださいますようお願いいたします。

「ヴィガーコーポレーション」 よりご紹介のお客様へ

**引越はアート！
特別割引**にてお引越をご提供します！

「ヴィガーコーポレーションからの紹介」とオペレーターにお伝えください。

QRコードで簡単お申込み！



お見積り無料！

こちらからお見積り
お申し込みください！

割引特典

お引越基本料金

月～木曜日 **20%OFF**

金・土・日・祝日 **10%OFF**

※3/15～4/10の繁忙期間は除外期間となります。
※お引越の基本料金とは(人件費+車輦費)です。

資材特典

ダンボール **30枚**
ガムテープ **2個**

無料サービス！



環境にやさしい梱包資材

エコ楽ボックス



**無料
レンタル中！**

アートの「エコ楽ボックス」シリーズ。
ゴミを減らすだけでなく、荷造りや荷解きにかかる時間や
手間を省くことができます。お財布にも優しいお引越です。



エコ楽シューズケース

靴をそのまま箱の棚に入れるだけ！
靴の型崩れもなく梱包もラクラクです。

エコ楽ボックス テレビケース

大切な薄型テレビもさらに
安心・安全。お持ちのテレビのサ
イズに合わせて伸縮可能。ぴった
りのサイズで梱包します。



大切なご家財・お住まいを守ります



玄関まわりは入念にガード
傷つきやすいドアはもちろん、上
がりがまちなどしっかり守ります。



各居室の搬入にも配慮
各居室のドアやコーナーを傷つ
けないようにガードします。



廊下、床への気配り
新居の廊下や床は、専用のキル
ティングマットを敷いて、すりキズ
から守ります。



フロアシートで床をガード
ご新居でダンボールを置く床にはフ
ロアシートを敷いて、床を汚れやす
り傷から守ります。

お見積りは無料です。お気軽にお問合せください。

※当社が同時期に実施する他のキャンペーンとの重複利用は出来ません。
※お見積後のお申し出には対応できませんのでご了承ください。

0120-51-0123

受付時間 8:00～20:00 (12/31～1/3を除き年中無休)

the
0123

お見積り無料!!

アート引越センター

アートコーポレーション株式会社